2022 年版『最重要論点 250』の訂正につきまして

2022年5月16日

LEC書籍をご利用いただきまして、ありがとうございます。

『2022 年版 出る順行政書士 **最重要論点 250**』第1刷の記載につきまして、**訂正**が ございます。

GD05845 『2022 年版 出る順行政書士 **最重要論点** 250』第1刷

(p. 132) 3 婚姻の取消し

婚姻を取り消すことができるのは、上記表中の婚姻障害①~④に該当する場合と 婚姻の意思表示が詐欺・強迫による場合である (743条)

取消事由

⇒未成年者が婚姻するには父母の同意が必要である(上記表中の婚姻障害⑤)が、 同意が得られないのに誤って受理されたときは、取消しを請求することはで きず、婚姻はそのまま有効とされる

↓ (3行目~5行目をすべて削除)

取消事由

婚姻を取り消すことができるのは、上記表中の婚姻障害①~④に該当する場合と 婚姻の意思表示が詐欺・強迫による場合である(743条)

(削除)

以上のように、訂正いたします。ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしくお願いします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部